

【主な質疑項目】

1. 東日本巨大地震・津波対策について
 - (1) 農畜産物の原発汚染問題
 - (2) 農協・漁協の経営について
 - (3) 農協共済の建更の支払いについて
2. 大臣所信表明について
3. コメの価格形成について
4. 備蓄米の確保について
5. 被災地の農林漁業生産基盤の整備について
6. 戸別所得補償の本格実施について
7. 規制・制度改革への対応について

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。東日本の巨大地震並びに津波におきますお亡くなりになった方々に対しまして心から御冥福を申し上げるとともに、ともかく被災をされた皆さんに対しまして心からお見舞いを申し上げる次第であります。

ところで、地震並びに津波災害も物すごいわけであります、同時に、東京電力の原発がもたらした不安が大変な影響を持っておりますことをやはり我々として心配せざるを得ないところであります。

大臣、この農畜産物の汚染の問題については、一義的には厚生労働省が暫定値を設けまして、そしてそれに対しまして、原子力災害対策特別措置法に基づきまして原子力災害対策本部が出荷制限等の措置を行うということになっておりますが、農水省は現場を一番よく存じているわけでありまして、それぞれの作物がどういう形で栽培されているか、いつ、どんな形での出荷状態にあるかということも承知しているわけでありまして、是非、各省と連携を持った取組が必要というふうに考えますが、農林省はこの点についてどんな取組をされておられるのか、お聞きしたいと存じます。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今、山田委員からの御指摘の件につきましては、関係省庁としっかりと連携を取って、現場の実態というもの、現状というものを正確に情報収集して、そして今後の対策に万全を期してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○山田俊男君

大臣、よろしく申し上げます。ともかく、風評被害はもうなかなか避けられないのかもしれないんです。しかし、これに対する対策は、ともかくしっかり丁寧に多くの作物について検査を実施して、その検査の結果をそれこそ迅速に公表する。また、公表すると同時に、これ基準値を超過したものはもちろんそれぞれ措置されるわけでありましてけれども、基準値を超えていないものについてもこれもしっかり公表するということが、やはり風評被害を防ぐ一番の対策でなかろうかというふうに思うところであります。

ともかく、信頼を勝ち得る取組を全省庁を挙げて実施してもらいたいということを本当に切に願うところでありますが、今大臣からしっかり連携してやるよということでありましたが、改めまして大臣のそこについての心構えを聞きたいというふうに思います。

○国務大臣（鹿野道彦君）

想像を絶するような今日のこの大震災、そしてそれにおけるところの原発の事故というふうなことににおけるところの被害というふうなもの等々、今日、大変、最もこれに対してどう取り組んでいくか、重要な課題であると、こういう認識を持っております。

そういう意味におきまして、関係省庁としっかりと連携を取りながら、現場、実質的に農業にいそしんでいただいております人たちの現場、現状、そして卸売市場なり小売の状況というふうなものも踏まえながら、的確なる情報を収集して、そしてそれに対してどう対処していくか、重ねて関係省庁とも連携を取って、できるだけの努力をしてまいりたいと思っております。

○山田俊男君

大変多くの課題を、鹿野大臣、抱えておられるわけで、背負っておられるわけでありまして、ともかくこの危機をしっかり乗り切っていただきたい、切に期待すると同時に頑張っていただきたい、こうお願いするところであります。

補償を一体どういう形で考えるのかと。これは単に、今から、原発が起こって汚染で大変心配しているときにどういうことなんだというふうにおっしゃるかもしれませんが、しかし本当に、こうして遠隔に離れて住まわざるを得ない、自分の家族も被害に遭って、かつ亡くなってということの心の苦しみの中で更にまたこうした汚染の問題をそれぞれ抱えると

というのは、もう大変なことなんです。よりの確に、こんな形でちゃんと責任を持って補償するんだぞということが必要なんです。それは当たり前です。天災、地震はいつ起こるか分からないから全部それぞれかぶらなきゃいかぬといったって、それじゃ、この原発の問題は自然災害と同じようにこれは全部責任をおかぶれというのは到底無理であります。やはり、この地震に伴います原発の汚染に伴います被害については全面的に補償するということを明らかにして掛からないと、これもまた問題の解決につながらないというふうに思うところであります。補償の基準はどんなふうにお考えなんですか、これは文部科学省ですかね、お聞きします。

○政府参考人（藤木完治君）

お答え申し上げます。今回の地震により発生いたしました福島第一原子力発電所における事故に関しましては、現在、東京電力、政府関係機関、全力を挙げてこの収束に向けて努力しているところと承知しております。しかし、今回の原子力発電所の事故によりまして損害が生じております。この原子力の損害につきましては、その賠償に関する法律、これがございます。この原子力損害の賠償に関する法律に基づきまして、事故との相当因果関係が認められるものについては、确实、適切な賠償を行われることになるというふうに考えております。

先ほど先生御言及のありました風評被害等に関しましても、このような事故との相当因果関係があるものないもの、峻別することが必要ではございますけれども、この関係に照らして判断することになるものと考えております。

先生お話しはこの判断をどのようにやっていくのかということでございますけれども、この原子力損害の賠償につきましては、事故との相当因果関係が認められるものにつきまして、被害者とそれから原子力事業者である東京電力との間で適切な賠償を行うことになる、すなわち、原子力損害賠償法によって一義的に原子力事業者である東京電力が賠償責任を負うということになるわけでございますけれども、この賠償が円滑に進められるよう、法律に基づきまして、文部科学省に今回の事故に対応するための原子力損害紛争審査会を設置することを考えております。

この審査会におきましては、今回の事故で生じる多様な損害の態様が出てくると思います。この態様を踏まえまして、原子力損害の範囲の判定等の指針を策定することが法律上この審査会の任務平成23年3月24日となっておりますので、今回の事故における相当因果関係の判断、

考え方につきましては、この指針に基づき判断されることになるかと考えております。いずれにしても、被害者保護の観点から万全の賠償がなされますよう、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○山田俊男君

相当の因果関係にあるものについては対象にするというお話をお聞きして、かつ、しかしそれは、因果関係についてはきちっと峻別といたしますか、本当に因果関係があるかどうかということ峻別しますよということでもありますけれど、例えば自粛をしたという者、特に出荷自粛をしたという者等については、これは対象になるんですか。

○政府参考人（藤木完治君）

先ほども申し上げさせていただきましたとおり、今回の相当因果関係に照らして判断するということになると思っておりますが、私どもも、原子力損害が起こるといのは十一年前のジェー・シー・オーの事故を経験しておりますので、そういった経験も踏まえて、まさにあれは茨城県で、今回も起こっております地域でありますけれども、茨城県で起こりました事象でございますので、そういった経験も踏まえて判断していくことになるだろうと考えております。

○山田俊男君

風評被害はどんなふうにやりますか。要は、基準値はちゃんとクリアしていたと。ところが、出荷したんだけれども戻された、ないしは、売れなかったから戻されたとか、そういう事態が当然のこと生ずると思うんですよね。これらについてはどんなふうにかえたらいいんですか。

○政府参考人（藤木完治君）

風評被害につきましても先ほどちょっと触れさせていただきました。風評被害は、事実に基づくもの、基づかないもの、多々あると思います。今回、この原子力損害の賠償に関する法律のスキームにおきましては、一概にこれを否定することはないわけでありまして、あくまで相当因果関係があるかないかという判断を個別にしていくと。その判断の指針はこれから、先ほどの原子力損害賠償審査会において判定の指針を作っていくということになります。それに基づいて万全の対処をしてまいりたいと思っております。

○山田俊男君

これは訴訟になるというふうに考えてもいいことですか。例えば、因果関係について峻別するといった場合、おっしゃるように審査会がありまして、審査会として一定の指針を出しますよと。それにしても、これは訴訟になる可能性があるんですか。

○政府参考人（藤木完治君）

この当事者、すなわち原子力事業者である東京電力と被害者との間で見解の相違が、この指針があるにもかかわらず更に起こった場合についての御質問だと思います。その場合には、まず第一には、この原子力損害賠償紛争審査会において和解の仲介という機能を持っております。まずそこで議論されることになるだろうと思います。しかし、それでもなおかつ解決しない場合におきましては、司法裁判の判断を仰ぐということがあると考えられます。前回のジェー・シー・オーの事故の際にも、最終的に裁判まで行われた例がございました。したがって、先生御指摘のとおり、最終的には裁判になるという可能性がございます。

○山田俊男君

ジェー・シー・オーの事故の様子を見てみますと、あれは基本的には三日間で収束したんですかね。しかし、それにしましても、損害賠償を含めまして種々の訴訟が生じたわけですね。半年でおよそ九〇%については和解も含めまして決着、しかし、あと十年間掛かって最終的には決着ということですよ。十年も掛かることになるわけです。こういうこともあり得るというふうに今想定して審査会なり指針のありようを定めていくというふうにお考えですか。

○政府参考人（藤木完治君）

先生まさに御指摘のとおり、当時、約七千件近くの案件がございましたけれども、そのうち十一件につきましては裁判になり、御指摘のとおり、最後の裁判が終結したのが昨年だったと記憶しております。したがって、できるだけそういう長く掛かる係争が起こらないように、しっかりと指針を定めてまいりたいというふうに考えております。

○山田俊男君

これは、御案内のとおり、ジェー・シー・オーに比べましても、規模も何もかも、それから責任の度合いからしましても、これはもちろん東

電もそうですが、同時にまた、この巨大な災害に伴いますこうした責任、無過失責任につきましては、ちゃんと国が責任を持つということがあるわけですね。とすると、ここの部分についての国がちゃんと役割を果たすということについて、もっと明確にして掛かる必要があるんじゃないですか。これはいかがですか。

○政府参考人（藤木完治君）

原子力損害賠償法におきましては、原子力事業者である東京電力に責任が集中され、かつ無過失責任、かつ無限責任という体系になっております。しかしながら、国は東京電力がこの責任を全うできるようしっかりと支援していくという役割があると思います。この法律自体が、事故を起こしました東京電力にしっかりと一定の額まできちっとお金が払えるような国との契約をまずしておりますし、それを上回る額につきましては政府がしっかりと援助していくという法律の規定もございます。したがって、今回、未曾有の大きな事故でありますから、これに対応していくために、東京電力だけではなくて、国もしっかりとこれを支えていくということが大事だというふうに思っております。

○山田俊男君

どういう内容の、どういう構成の審査会になるんだということについてはこれからですか。いつ考え方をお示しになるんですか。

○政府参考人（藤木完治君）

審査会は個別の原子力の事故ごとに設置されるということでありますので、これについては今早々に準備を進めているところで、なるべく早く設置してまいりたいと思います。その構成につきましては、法令で既にどういう方を選ぶということが決まっておりますし、一つはお医者さんの方ですね、それからもう一つは法律の方、そしてあとは原子力に詳しい方、そういった方々から構成されるということが法令によって定められておりますので、それに従いまして現在どのような構成にするか検討している、至急検討しているところでございます。

○山田俊男君

どうぞ、より公平に的確に判断できる人を選んでいただいて、そしてしっかりした方針が作られる。その方針も、基本的には東電と、それと、それを支える国の役割といいますか、責任を明確にして、そして指針を

出していくということをやっとしてもらいたいということをお願ひします。

ところで、これは農林水産省なのかどうかということでもありますけれども、訴訟にやっぱりなっていくと、こういう形で指針が出たにしても訴訟になっていくということであれば、それぞれの自主的な生産者や部会や、ないしはJAや、そうした取組においてよりの確に、どういう圃場条件の下でどういう栽培でどういう検査を行って、出荷を行ってと、そこをやはりちゃんと調べておこなきゃいかぬというんですか、事前に材料を確保しておこなきゃいかぬということだと思ふんです。

だから、そのことをきっちり事前に指導しておこなきゃいかぬ、こんなふうに思います。もちろん国の役割ありますが、それは当然のこと、生産者、生産団体の役割でもあろうかというふうに思いますが、その点、滞りなく指導してもらいたいと思いますが、その点、いかがですか。

○副大臣（篠原孝君）

今回のこの原子力発電所の事故が発生した後、先ほど大臣がお答えになりましたとおりでございまして、厚生労働省それから原子力安全委員会、文部科学省その他と協議を重ねてまいりました。その結果ですけれども、既にいろいろな手は打ってございまして、今、山田委員御指摘の生産方法、それから防御方法、それについては既に各県に通達を出しております。

○山田俊男君

どうぞ、そのことをしっかりやって、そしてちゃんとこういう形で適切に生産、出荷したということが分かって、そして責任の所在が分かるようにしておいてもらいたいというふうに思いますから、よろしく御指導してもらいたいというふうに思います。

さて、土壌と海水についても検査がなされているということで、その結果がそれぞれ公表されたりするわけですね。当然、被害ないしは汚染がこういう地域にも起きているよ、ここにも起きているよということについては、これはもう事実を知らしめるためにはやむを得ないということだと思ふんですが、これは一体どういう、誰がどんな基準でこの検査なりを行っているんですか。これはどちらですか、文部科学省ですか。

○政府参考人（加藤重治君）

お答え申し上げます。委員御指摘の土壌や海水の放射性物質の調査でございませけれども、こういったものにつきましては、内閣府の原子力安全委員会の方で指針を定めてございます。その中では、現在の福島第一原子力発電所のような原子力緊急事態が出ている状況下でのモニタリングにつきましては、その目的としては、避難、飲食物摂取制限などの放射線防護対策に必要な情報を収集したり、また、原子力施設に起因する放射性物質又は放射線の周辺住民などへの影響の評価に資するという目的で行うということが定められております。また、その手法につきましても、こういった試料を取って、またその試料を取る際もこういった点に着目して取るのかというようなことも定められているわけでございます。そういった指針を踏まえまして、文部科学省を始めといたしまして、各省庁がそれぞれの行政目的に必要なモニタリング活動を行っているところでございます。

○山田俊男君

そういう形で調査がなされるということなんだろうというふうには思いますが、こういう趣旨でこんな形でちゃんとやっているよということ、それからこんな方法でやっているということも適時適切に公表してもらって、何かばらばらいろんなことが出てくるよみたいなことが本当にいいのかどうかと心配ありますので、どうぞ的確に、まさに的確にやってほしいというしか言えないんですが、やっていただきたいと思えます。

さて、建物や人命やそれから農地や、様々な被害が出ているところがありますが、農協や漁協なんかも、これは当然のこと被害に遭っているわけでありまして。総会を開催の準備をしていたところもあれば、大きな被害があつて総会も開催できないという事態も当然出てきているわけでありまして。農協や漁協が果たしている役割は、まあ言うまでもないわけでありまして、こうした災害に当たっても、また大きなこの地域の協同の取組が大きいというふうには伝えられてきます。経営の継続が図れるような措置を講じておかなきゃいかぬ事例もあるやに伝わってまいりまして、どうぞこの点についても、特別な法律が必要なのかどうか、ないしは関係方面と十分協議の上、滞りがないようにしていかなきゃいかぬというふうには考えておりますが、この点、誰かどこかで検討をされていると思うんですが、いかがですか。

○副大臣（篠原孝君）

今回の地震は、東北地方全般にわたりまして大災害を引き起こしております。山田委員、今触れられましたけれども、農協、漁協、特に漁協等は海岸べりにあります、壊滅的な打撃を受けているという点では同じなのではないかと思っております。

現在までのところでございますけれども、我々はまだその被害の全容を把握しておりません。国の機関等支分部局等もありますので、そちらを通じて情報を収集しております。沿岸の市町村も、市町村の建物が、そもそも役場、市役所等が全部流されてしまっていますので、被害の状況が分からない状況でございます。ですから、今していることは、食料の支援、それから災害復旧に当たってどういったことが必要かというようなこと、こういったことに全力で取り組んでおります。

しかし、農協、漁協の地域経済社会に及ぼす影響、役割というのが非常に大事なことを我々承知しておりますので、全体の災害の復旧の過程におきまして特別手厚い措置を講じていかなければならないんだと思っております。全体の災害復旧のプランの中でどういうふうに取り組むかというのを検討してまいりたいと思っております。

○山田俊男君

是非よろしくお願いします。それから、大変な人命が失われたわけがありますし、さらに各種施設も大変な被害です。同時に、またいろんな、車やその他のものにつきましても大変な被害です。これらの被害について、民間の生命保険会社、損害保険会社もちゃんと対策を講じますよと、契約どおり措置しますよというふうに報道しているところであります。この被害に遭った地域は、御案内のとおり、漁村地帯であり、かつ農村の地域であります。とりわけ、東北の岩手、宮城、それから福島、この地域は農業者も大変多い、漁業者も大変多い。同時に、農協の組織率も大変高いわけでありまして。生命共済に加入もされています。さらには、建更と言われます農協共済独特の火災、地震等に対します共済の仕組みも契約率が全国に比べましても非常に高い、それほどちゃんとした協同の取組もなされていたということだというふうに思います。心配なのは、これだけの被害が多いわけでありまして。ちゃんと査定をやること、それから相談にもしっかり乗ること、物すごい大事なことです。これはもう元々JA共済は取り組んでいるということでもありますけれども、監督官庁としても、しっかりこれは指導していただきたいというふうに思います。同時に、この農協共済独特の建更という仕組み、相当な契約があ

るといふふうに思いますけれど、しっかり払えるんでしょうね。これはどんなふうに聞いておられるんですか。払えるといふふうにJA共済は言っておりますから心配ないんでしょうが、これは監督官庁としてもしっかり聞いておられるといふふうに思いますが、どんな様子ですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今回の震災によります建物等の被害規模につきましては、被災状況の調査が進められておるところでございまして、建物更生共済の今お話にございました支払の財源といたしましては、当年度の共済掛金やあるいは異常危険準備金や海外の保険への再保険などによりまして十分な支払能力というものが確保されておるものと、このように承知をいたしております、問題はないと、このように思っております。

農林水産省といたしましても、被災者の方々に対する共済金の支払ができる限り早期に確実に行われるように必要な指導を行ってまいりたいと思っております。

○山田俊男君

大臣にそう言っていただいたわけですから、全国の被災の関係者も本当に安心してくれるといふふうに思います。どうぞしっかり監督して指導して、そして支払ができるようにやらせていただきたい、こんなふうに思います。同時に、漁業の方で漁船の被害も当然物すごく多いわけですね。漁船の保険についてもこれは対策が本当に講じられるのかどうかというような心配の聲が上がっております。この点についてはいかがですか。もしも支払対策できないよということであれば、国としてもどんな、何らかの形でのやはり応援を考えなきゃいかぬのかもしれないんですよ。その点についてもお聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

詳細な被害額につきましては、漁船の保険組合や漁業共済組合におきまして今損害評価が行われているところとございまして、これまでに入ってきた情報を見ますと、相当程度の保険金、共済金の支払が必要になると、こういうふうに考えておるところでございまして。

そういう中で、実情、実態というものをきちっと把握しながらどう対処していくべきか、これからも関係省庁とももちろん関係のあることが出てくると思いますので、私ども、実態をまず把握しながら、漁業の再生といふふうなものに向けてどう対処すべきかということも踏まえながら

これから検討をしてまいりたいと思っております。

○山田俊男君

どうぞ漁業の再生に向けまして、これは大臣、しっかり取り組んでいただきたい、こんなふうをお願いする次第であります。さて、大臣所信を我々はお聞きしたわけでありまして。災害発生の前日に所信表明を聞いたわけで、十日に聞いたわけでありまして、その後、十一日に大災害があったわけです。さらにまた、原発の問題もそれに引き続いて生じたということでもあります。これ、被害の行方が今後物すごい心配であります。同時に、大臣、所信でしかるべく取組をきちっとおっしゃったわけですが、しかし、もうこれだけの災害が出てきて、災害に対する対策、復興対策であったり、さらには原発の汚染問題であったり、それから場合によったらあれだけの破壊がなされた村や町をどんなふうにつくり替えていくか、場合によったら新しい村づくりも必要になるかもしれないんですね。

こうしたことについて、大臣、所信に対してこれとこれとこれはこんなふうにつけ加えていかなきゃいかぬぞというものがあるはずなんですが、それはどうぞ今考えておられるのであれば明らかにしてもらいたいというふうに思います。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今、山田委員から御指摘のとおり、想像を絶する今回の大震災における被害であります。そういう中で、過般、農林水産省の方から田名部政務官も視察に参りまして、岩手県の漁業、漁村の実態というものを目で確かめてきた、そしていろいろと現場の人たちの御意見も聞いてきているところでございましてけれども、今のお話のとおり、漁村そのものももうなくなっているというような状況の中でこれをどう再生していくか。まさしく今回被災に遭われた漁業地帯というものは我が国を代表する、まさしく誇り得る漁業地帯でもあるわけでございまして、何としましてそういう意味では再生をさせなきゃならない、こういうふうな私自身認識に立っておるところでございまして。

そういう中で、まだどういう実態、実情というものも把握し切れないところもございまして、まさしくこれからの、この被害に遭った、被災に遭われた人たちの意欲というふうなものをどうやって、これから漁業に頑張るんだという気持ちを持ってもらうかということも含めて、しっかりとこれからの漁業、漁村の再生というものの在り方を検討し

ていかなきゃなりませんし、また農地におきましても相当なやはり被害を受けておると、こういうふうなことも承知をいたしておるわけであり
ます。

そういう中で、東北地域におけるところの大変重要な食料基地としての農業の地帯というものの再生においても、もちろん今まででは考えられないような被災に遭っているわけでありますから、そういうことも踏まえる中で、今後、我が国の農林水産業全体の再生の中で、今回被災に遭われた地域をどう立て直すかというふうなものは一体的に取り組んでいかなきゃならない、このように考えておるところでございます。

○山田俊男君

大臣、もう新しい発想で、そして大臣のその思いをきちっと具体化する、そのためにも復興予算、思い切って作り直さなきゃいかぬのですよ。そのためにもう協力できるところは一緒に協力してやらなきゃいかぬというふうに思いますから、もう本当に決意を高く持って、そしてお願いしたい、こんなふうに思います。

さて、この所信表明で高く評価できることがもう一つありまして、というのは、この所信表明に、大臣、TPPという言葉はどこにも書いていないんです、どこにも書いていないことを高く評価しているわけでありますが。ところで、「包括的経済連携に関する基本方針に沿って経済連携を進めていく」と、これは書いてある。多分これは、オーストラリア等との経済連携についてはこれは進めるよというふうに書いてあるのかなど、こんなふうに思います。しかし、「その際、最も大事なことは、情報を国民に提供し、議論をしてもらい、関係者の理解を得ながら進めていくことであります。」と書いてあるんです。このことが物すごく大事なんだというふうに思います。

開国開国というふうに叫んでおれば物事が進むという話じゃないわけだから、そういう面で大臣もこの精神で進めてもらいたいというふうに思うんですが、大臣、この六月までTPPについて参加の判断をするというのはもうありませんね。お聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

TPPについてはありませんねと、こういうようなお話をいただきましたけれども、基本的に、私自身といたしましては、今このような大震災に遭われた方々のこの被災地の皆様方に、避難されている方々に食料と水をしっかりと供給していく、この役目を果たすのが農林水産省にと

って最も大事な役割だ、そして被災に遭われた方々の更なる復興に向けてどういう新しい漁業の在り方、また農業の在り方をつくっていくかというようなことに取り組んでいくのがこれまた大事な問題であると、こういう認識で、その供給、食料と水の供給と、復興、再生に向けてまず取り組むことが最優先課題だと私は認識をいたしておるところでございます。そういう意味で、今後、今御指摘の点についてどうするかは政府全体として考えていくべきことではないかと思っております。

○山田俊男君

明らかにしておっしゃいませんでしたが、大臣のその決意、まさにこれに向けて全力を挙げましょうよ。是非それをお願いします。さて、WTOのドーハ・ラウンドについては、多様な農業の共存を基本理念として、引き続き取り組んでまいりますというふうにされている部分も大変いいところでありまして、この理念を進めるということであれば、もうオーストラリアとのEPAにつきましてもこの精神を貫くということであると思いますが、これもその方向でいいですね。それとも、オーストラリアとのEPAももう今すぐ交渉を、第二回目の交渉をこんな形で進めるという形になかなかならないんだらうというふうに思うんですが、その点、いかがですか。

○国務大臣（鹿野道彦君）

このEPAの推進というものは昨年の秋の包括的経済連携に関する基本方針で決められたところでございますが、そういう中でオーストラリアとの交渉、EPAの推進におけるところの交渉も十か月ぶりに始めたところでございます。

そういう中で今回の大震災というふうなことになるわけでございますけれども、今、政府一体となって震災対策に力を注いでいるところでございますが、今後、外交交渉につきましても引き続き地道に、相手方もございますので、理解を得ながらどう進めていくかというふうなことを考えていく必要があるのではないかと思っております。

そういう中で、政府全体としての取組でございますので、まず私自身といたしましては、先ほども申し上げましたとおりに、とにかく避難しておる方々に対しての安定した食料と水の供給と、それから被災地におけるところの復興というふうなものに全力を挙げて取り組んでいくというふうな考え方に立っておりますということは申し上げさせていただきたいと思います。

○山田俊男君

まさに大臣のその決意についても大賛成でありますので、しっかりやってまいりたい、私も野党ではありますけれど応援できるところは一生懸命に応援してやりたいと、こんなふうに思います。

続いて、米の価格形成について、これも大変心配でありまして、先物取引の試験上場の申請がなされていまして、そしてこれの判断を求められているはずであります。四月の上旬には判断せざるを得ないという局面が来るやに聞いているんですけど、しかし、今もう三月のこの時点であります。一体、この判断をできないんじゃないですか。といいますのは、今も大臣おっしゃいましたように、主要な米どころがああいう打撃を受けているところであります。来年の二十三年産米の生産数量目標を改めてどんなふうに設定できるのか、そういうことも含めて考えていかざるを得ないはずなんです。農地も一体どれだけどんな形で破壊されているのか、それはいつどんな形で復興できるのかというふうに考えますと、この大きな変動の中で先物をやりますよという話にならないんだというふうに思いますが、大臣、この点についてはどんなふうにお考えですか。

○副大臣（篠原孝君）

三月八日ですけれども、東京穀物商品取引所と関西の商品取引所の両方から米の先物取引の試験上場申請を受けております。今のところ、明日ですけれども、これを官報に公示する予定でございます。その後一か月以内、ですから、これから三か月公示いたしまして、それから一か月以内、今四月上旬とおっしゃいましたけれども、今のところでは、ちょっと遅れておりますので七月下旬、そのころまでに認可の適否を決定する必要があります。

今は関係者の意見を聞いているところで、これから聞いていかなくちやならないわけです。取引見込み量だとか、皆目見当も付きません。それから、生産、流通への影響等十分に精査して、商品取引法上のルールに従いまして認可の適否を判断していく予定でございます。

しかし、今、山田委員御指摘のとおり、大災害が起きてしまったと。農地がどのぐらい被害を受けているかというのをまだ完全には分かっておりません。今承知しているのは、津波でもって塩水に洗われてしまった田畑が大体約二万ヘクタールございます。しかし、各地でパイプラインが壊れたとか水路が壊れたとか、これはまだ全く把握し切れておりません。今続々そういったことが分かって、これは大変だということを今

調査しつつあります。しかし、田植時期がだんだん近づいてきておりますし、二万ヘクタールではとても私は済まないんじゃないかと思っております。そういったことで、地震の災害と米の取引、先物取引の上場というの関係というものを、もうどのように関係してくるのか、これは結構今の、今というよりも長期的な問題でございますので、どのような因果関係があつてこれをどの程度考慮しなくちゃいけないということも含めまして、これから三か月の間にきちんと検討してまいりたいと思っております。

○山田俊男君

私ちょっと勘違いしてしまつて、四月じゃなくて七月、六月ないしは七月ですね、はい。心配なのは、現在、米の価格形成をちゃんとやる場所があるのかということと関係して、それが今不十分なものだから先物取引の試験上場化みたいようなことになっている側面も私はあるんだというふうに思いますけれど、しかし、現行の現物取引だったり相対の取引であつたり、それをちゃんと成長、発展させていくというやり方もきちっとあるわけでありまして、それなのに先物でやらなきゃいかぬという話ではないはずです。言うなれば、先物にあるのは、価格の安定を図れるよというみたいな話の以前に、どうも投機的な資金が動きますよと、こんな印象を与えるわけです。まさに、今これだけの大災害の下でみんな不安を抱いている中で、こんな投機に委ねますよみたいな印象を与えてしまう、現にそういう側面もあるわけでありましてね。

こうしたものの実施に当たっては、よくよくよく考えた上でやはり進めるべきだというふうに思いますので、ちゃんと配慮していくべきだと、こんなふうに申し上げます。

続きまして、備蓄米についてであります。今、被災地に米が足りないよという声が相当程度あつたわけでありましてけれど、ガソリン等の充実ができてくる中でだんだんだんだん輸送できるようになってきたという声も聞こえてきているわけでありましてけれど、備蓄米を出す考えはおありなんですか。それとも、今後、原発の動向いかんで大災害が起こるみたいな話になったらもうこの備蓄米は百万トンでも足りないわけでありましてけれど、これは、備蓄米の運営について今どんなふうにお考えなんですか。

○副大臣（篠原孝君）

今回の震災に伴う被災地の食料の供給につきましてですけれども、鹿野大臣の陣頭指揮の下、すぐ我々はこれに取り組みました。

どういった状況かというのは大体分かっております。ライフラインがもうパンクいたしまして、とても料理できる状況じゃないということで、おにぎり、弁当、パン、こういった調理をしなくて済むものから供給いたしました。大体ライフラインができ上がってくると、今は炊き出しができるところまで来ましたので、精米を送っております。備蓄でございますけど、これは山田委員御承知のことと思います、玄米で備蓄されております。玄米ですと、送っても、あるいはこちらで搗精するかあちらで搗精する。あちらでは多分、被災地では搗精もできない、特に手間が掛かりますので、今のところ民間にあります在庫、これをフルに活用させていただきまして精米を送っております。現在のところを見ますと、首都圏において、何というか、米不足は本当はないんですけれども、数人の消費者にそれが広がって、ちょっとずつ余計に買うというような行為が多分あったんだろうと思いますが、一時精米が消えたということがありますけれども、だんだんそれが解消されてきております。経産省にいろいろお願いいたしまして、大手の業者さん方にガソリンをきちんと優先的に手当てしていただくというようなこともいたしました。

ですから、今のところ我々は政府の備蓄米を使うような必然性はないのかと思っております、もっと重要な場面、今、山田委員触れられたような場面が生じたときに備蓄米を使っていくべきではないかと思っております、今のところ民間の備蓄で対応しているところでございます。

○山田俊男君

二十三年産米の播種前の備蓄米契約ということで進めておりますね、一定量、二十万トンについて。当然、これは罹災地のJA、被災地の農業者についても播種前の事前契約をやっていると思うんですね。今後、一体、被災地の米の生産数量目標をどんな形で設定し直すのかということが必ず来ますので、これらのことをよく考えた上で、被災地に対する配慮、例えば、備蓄米で事前契約していたんだけど、これらについては主食用に転換するとか、こうしたこともあるというふうに思うんですね。こういうことをどこかで検討されていますか。

○副大臣（篠原孝君）

今のところは、まず第一義的には被災地の皆さんに食料を提供する、届ける、これを第一にしております。二番目が復旧でございます。備蓄米のことにつきましては、今御指摘がありましたので、これを放出するかどうかというのは検討いたしました。それで、今のところそういう事態ではないということをご承知しております。

二十三年度からは二十万トンの備蓄買上げしていかなければならぬといわれてございますけれども、その点についてまでまだ思いが至っておりませんので、その前にどれだけ作付けするかといったような議論を今中心にしております。二十万トンどうするかというものについてはただいまのところきちんとは検討はいたしておりません。

ですけれど、いずれきちんとしていかなければならないことじゃないかと思っております。先ほど申し上げましたように、二万ヘクタールは完全に塩水につかっております。それから、何万ヘクタールが播種できないか、まだ見通し立たないところがございますので、それらを勘案した上で決めてまいりたいと思っております。

○山田俊男君

被災地の声をお聞きしますと、本当に破壊されてしまった、農地が破壊されてしまったところは、これはもう何年掛けてどんなふうに復興するかということをご国挙げて、大臣、やらなきゃいかぬのですが、一方で、近辺の圃場並びに隣県の圃場なんかにおきましても、目に見える限りは何の被害もないように見えるんですよ。ところが、もしもそこへ水を入れると水が抜けちゃう、ないしは地割れができて、底が抜けているということが心配されると言っているんです。それから、用排水路の水の流れもちゃんと完備しているかどうか分かりません。

ですから、ここは、種もみの確保、今もうまさに早いところはそれをやらなきゃいかぬのです。そのために塩水選もやるわけです。塩水選やれば芽が出てくるわけですから、それを先にやっちゃうと、植えるときにもう実は水が抜けていたということもあり得るような圃場実態が隣県からも出てきているところでもあります。だから、こうしたところを早急にやはり把握しまして、号令掛けてもらって早急に把握して、同時に、一体、必要な生産数量目標をどんなふうに達成するかということをやっていたらいい、是非是非これもお願いしておきます。

それから、大臣、当然のこと、これは来年度の予算に絡む、復興予算をどんなふうに準備するかということが今後の大きな大きな課題になり

ます。とりわけ、ため池に相当やはり傷が来ているんじゃないかという話も聞きます。この点も、土地改良それから農業農村整備の予算も大きく削られているものですから、手の打ちようがないという心配が上がってきております。こうした部分についても忘れずに、それももう今から準備しなきゃいかぬ可能性があるんですよね。これらについて、どんな予定といいますか、考えでおいでになりますか、お聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

とにかく、この度のこの災害、大災害、どの程度の被害に遭ったかというふうなことをきちっと実情を把握するというふうなことがまず第一だと思います。そして、そういう中で生産にどういう形で影響を及ぼしていくかというふうなことでありまして、このことに対してはきちっと手を打っていかなきゃなりませんし、また、これからの新しい、被災地の方々に、再生に向かって、復旧復興に向かってきちっと取り組んでいただけるようなそういう体制もつくっていかなきゃなりませんので、政府全体として、全体としてこの復興の手当てをどうするかというふうなことを考えていかなきゃならない。大きな視点に立って、これからの我が国の三十年後、五十年後というふうなものを見据えながら一面においては取り組んでいかなきゃならない。そういう中で、じゃ、財政的にどういう措置を講じていくかというふうなことも含めて考えていかなきゃならないことではないかと、こんなふうに思っているところでございます。

○山田俊男君

大臣、大臣のその決意であります、米の戸別所得補償につきまして、これ本来は、大臣、法改正が必要だったということでもあります。そうじゃないと、対象農家についても考え方が違いますし、さらに固定支払や、ないしは変動支払のお金の支払の仕方も、これは予算で実施している、対策で実施していることと、それと担い手経営安定のための交付金ですね、この現行の法律と趣旨が違うわけでありまして。何とか法改正をやって、戸別所得補償の仕組みとの整合性を図っていくというのが、これは大臣、農林水産省の大きな課題だったんでしょうけど、しかし、具体的な事業実施を着実に図る、そのための予算措置も確保していくと、農業者に迷惑を掛けずに形で推進するというのであれば、ここは目をつぶって、本当に異例なんだろうというふうに思いますが、法律は先送りしたわけですね。結果的に、今こんな大災害が生じまして、大臣の判断が

極めて的確だったのかもしらぬというふうに思ったりもしているんですが、法律作った方がいいが身動きが付かない、予算は支出できない、農業者は物すごい困っているということになったかもしれないわけでありませうけれど。要は、法改正が必要だったところをなしで推進してきたという実態があるところでありませう。そのことは、食糧法についても同様なんです。

集荷円滑化対策の取組を含めまして、法制度上、法の運用とそれと実態がずれてきているんです。生産調整の実施に当たっても考え方がずれてきた。それから、備蓄の運用に当たりまして考え方が違ってきた。現行の食糧法の基本の場合によったら改正も含めて必要だったということがありますが、これも、今こういう大災害を前にして、いや、違ふと。

国が一定の生産流通管理について命令を発して役割があるという食糧法の法律でもありますから、逆に言いますと、今後いろんなことが生じましても、大臣、大臣の権限でしっかり国民に対する不安がない仕組みができていくのかということであれば、できているわけでありませうから、是非、先ほども言いました価格形成も、それから生産数量目標の設定の仕方にしても、それから備蓄のありようにしても、これらの運用につきまして、今までの取組にこだわらず前広に、しかし幅広く、これらの大災害の実態を前にしてしっかり検討してもらいたいというふうに思っているんです。この点について、大臣のお考えをお聞きします。

○国務大臣（鹿野道彦君）

今回の大災害によりまして、漁村、漁業、そして農業者、農地、まさしく考えられないような被害、このことに対して、これからの我が国の国民に対する農林水産物のいわゆる安定供給というふうなものがどうあるべきかというふうなことをやはり考えていかなきゃならない。そういう意味におきまして、今議員が指摘されたように、単なる個別的に取り組んでいけばいいのではないかというような対処法ではとてもこの困難な状況というものを乗り越えることができない。そういう意味では、政府全体として一体的に、この大災害に遭われた人たちに対する復旧復興というふうなものを大きな視点で考えながら取り組んでいく必要があるのではないかと、こういう認識に立っているわけでありませう。そういう意味におきましては、私ども農林水産省といたしましても、これからの新しい農業再生、漁業再生、林業再生、そういう中で食の供給というものをいかにして国民生活に対して安定的に供給していくことができるかという、そういう新たな役割、使命というふうなものをしっかりと意識

をしながら、我が省政務三役また事務方一体となって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○山田俊男君

大変ありがとうございました。大臣の決意、よく分かりました。食と水の供給をこの困難な中でちゃんとやっていくと。ましてや、先ほど来ありましたTPPの問題についても今はその時期じゃないと、もっと国を挙げた大事なことをちゃんとやっていきたいという決意をお聞きしたわけでありまして、しっかりやっていただきたいと思います。

最後に、内閣府にお聞きしますが、規制・制度改革会議から、この規制見直し等とも関係しまして、指摘事項があつて、三月まで結論を出すという話にしていたんですが、これもこうした事態を前にして、ありませんね。これは確認しておきます。

○政府参考人（松山健士君）

ただいま御質問のありました規制・制度改革に関します取りまとめでございますけれども、三月末を目指して各省庁と調整をさせていただいていたところでございます。しかしながら、地震の発災後でございますけれども、震災対応を最優先すべきということで、各省庁との調整は一時ストップをいたしております。

しかしながら、既に各省庁と実質的に合意をいたしている項目も多数ございます。それらにつきましては、蓮舫担当大臣以下政務三役の御判断として四月に取りまとめをした上で、閣議決定をさせていただきたいというふうに考えております。残余のもの、すなわち、これから、各省とまだ合意ができておりませんで調整を要するもの、これにつきましては、しばし状況を十分に見させていただいて、各省庁と御相談ができるという状況になりましたらそこで調整をさせていただいた上で改めて閣議決定をさせていただくと、そういう方針で取り組んでおります。

○山田俊男君

終わります。ありがとうございました。頑張りましょう。